

現場代理人の兼務に関する取扱いに係る新旧対照表

現場代理人の兼務に関する取扱いについて	現場代理人の兼務に関する取扱いについて
<p style="text-align: center;">令和3年7月2日市長決裁</p> <p>現場代理人については以下のとおり一定基準を満たす2件の工事の兼務を認めることとする。</p> <p>1 対象工事</p> <p>(1) 次に掲げる事項を全て満たす場合は、2件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。ただし、諸経費を一体のものとして合冊入札又は随意契約している複数工事は、これらを1件の工事として扱うものとする。</p> <p>① 当初設計金額が<u>3,500万円</u>（<u>建築一式の場合7,000万円</u>）（いずれも税込）未満であること。</p> <p>② 県等他の発注機関が兼務を認めている公共工事との兼務も可能とし、工事場所が一関市及び平泉町の区域内であること。</p> <p>③ 特記仕様書等により発注者が現場代理人の兼務を認めている工事であること。</p> <p>(2) 前号のほか建設業法施行令第27条第2項により密接な関係のある工事について同一の主任技術者が管理できると認められた2件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。</p> <p>2 兼務の条件</p> <p>(1) 受注者は、現場代理人を兼務させる各々の工事の連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に常駐させ発</p>	<p style="text-align: center;">令和3年7月2日市長決裁 令和5年3月22日市長決裁</p> <p>現場代理人については以下のとおり一定基準を満たす2件の工事の兼務を認めることとする。</p> <p>1 対象工事</p> <p>(1) 次に掲げる事項を全て満たす場合は、2件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。ただし、諸経費を一体のものとして合冊入札又は随意契約している複数工事は、これらを1件の工事として扱うものとする。</p> <p>① 当初設計金額が<u>4,000万円</u>（<u>建築一式の場合8,000万円</u>）（いずれも税込）未満であること。</p> <p>② 県等他の発注機関が兼務を認めている公共工事との兼務も可能とし、工事場所が一関市及び平泉町の区域内であること。</p> <p>③ 特記仕様書等により発注者が現場代理人の兼務を認めている工事であること。</p> <p>(2) 前号のほか建設業法施行令第27条第2項により密接な関係のある工事について同一の主任技術者が管理できると認められた2件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。</p> <p>2 兼務の条件</p> <p>(1) 受注者は、現場代理人を兼務させる各々の工事の連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に常駐させ発</p>

<p>注者との連絡に支障を生じさせないこと。</p> <p>(2) 現場代理人は、一方の工事に偏ることなく、適切に工事現場の運営、取締りを行うこと。</p> <p>3 手続き</p> <p>(1) 受注者は、現場代理人を兼務させようとする場合は、「現場代理人の兼務届」に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付し発注者に提出すること。</p> <p>(2) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、「現場代理人の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図のほか他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。</p> <p>4 施行時期</p> <p><u>令和3年8月1日以降に入札を行う</u> <u> </u>工事から適用する。</p> <p>ただし、契約締結済又は入札済で契約手続中の工事であっても、1の基準を満たし、かつ発注者が兼務を認めた工事（工事打合簿等の書面により明確となっているもの）については、適用できるものとする。</p>	<p>注者との連絡に支障を生じさせないこと。</p> <p>(2) 現場代理人は、一方の工事に偏ることなく、適切に工事現場の運営、取締りを行うこと。</p> <p>3 手続き</p> <p>(1) 受注者は、現場代理人を兼務させようとする場合は、「現場代理人の兼務届」に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付し発注者に提出すること。</p> <p>(2) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、「現場代理人の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図のほか他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。</p> <p>4 施行時期</p> <p><u>令和5年4月1日以降に契約が締結される</u>工事から適用する。</p> <p>ただし、契約締結済又は入札済で契約手続中の工事であっても、1の基準を満たし、かつ発注者が兼務を認めた工事（工事打合簿等の書面により明確となっているもの）については、適用できるものとする。</p>
備 考	改正部分は下線の部分である。